

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	認定地域クラブ大会出場事業									
補助目的	南部町に住所を有する中学生が所属する認定地域クラブの活動において、大会に参加するための経費を補助し、保護者の負担軽減及びスポーツ活動の発展並びに教育効果の向上を図ることを目的とする。									
補助対象の基準	<p>(1) 予選会等において別表第5に掲げる大会への出場資格を得た個人</p> <p>(2) 予選会等において教育委員会が認める団体から、推薦又は選抜を経て別表第5に掲げる大会に出場する個人</p>									
補助対象者	<p>(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、町内中学校に在籍する生徒とし、当該大会等の主催者が定める規定に従い登録された者に限る。</p> <p>(2) 当該大会に参加する引率者（指導者・役員・スタッフ）に対する補助対象範囲は、下表のとおりとする。</p> <p>なお、男女の団員を引率する場合は、性別毎に人数の上限を計算する。</p> <table border="1" data-bbox="438 750 1356 918"> <thead> <tr> <th>構成員の人数</th> <th>引率者の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10名未満</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10名以上20名未満</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>20名以上</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 上記のほか当該大会に出場するにあたり、大会要項等で出場の要件として規定されている人員及び大会出場のため必要な人員として大会要項等に規定されている人員とし、1名を上限とする。</p> <p>(4) 補助金の申請に関する手続は、当該認定地域クラブにおいて登録を受けている指導者等及び補助対象者の保護者（親権を行うものであり、後見人その他の者で児童・生徒を現に監護するものをいう。）が行うことができるものとする。ただし、要綱第6条第5号により委任を行う場合は、補助対象者が所属する認定地域クラブの代表者が手続きを行うことができるものとする。</p>		構成員の人数	引率者の上限	10名未満	1名	10名以上20名未満	2名	20名以上	3名
構成員の人数	引率者の上限									
10名未満	1名									
10名以上20名未満	2名									
20名以上	3名									
補助対象経費	科目	補助対象経費及び基準								
	参加料及び入場料	大会の主催者が定める参加料及び入場料								
	著作権	大会等への参加にあたり教育委員会が必要と認めるもの								
	肖像権	大会等への参加にあたり教育委員会が必要と認めるもの								
	プログラム購入費	大会等におけるプログラム購入に係る経費。1団体2部を上限とし、種目別にプログラムがある場合は各1部とする。								
	宿泊料	<p>(1) 補助対象期間は、大会の開会式から大会に出場する日までとする。ただし、前泊については、公共交通機関の始発に乗りしても大会の受付時間に間に合わない場合について補助するものとし、後泊は認めない。また、大会期間が3日以上となる場合で、大会経過により出場団体がそれ以上の大会参加が不可となった場合においては、その日以降の宿泊費は対象としない。</p> <p>(2) 対象経費は南部町職員等旅費に関する条例における「宿泊費」の規定に準じて算出する。ただし、大会主催者より宿泊場所の指定がある場合はこの限りでない。</p>								

交通費	(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による開催会場までの往復料金とする。 (2) 公共交通機関の始発に乗車しても大会規定で定める日程に間に合わない場合については、教育委員会が合理的と認める代替交通手段の実費相当額とする。
自動車燃料等	(1) 町有バス等が使用できず、やむを得ず自家用車またはレンタカーを使用する場合の燃料代 (2) 前号にあたっては、1台あたり4人乗車として換算し、南部町職員等旅費に関する条例における「車賃」の規定に準じて算出する。
自動車借上料	参加に係る選手輸送車（レンタカー等）借上料の実費相当額。ただし、町有バス等および自家用車を利用できないことに関し合理的な理由が認められる場合に限る。
通信運搬費	補助対象者が開催場所まで運搬することが困難な楽器の運搬費
会場借上料	参加のため必要な会場借上料（練習会場等）の実費相当額
通行料	有料道路の通行料の実費相当額。
駐車料	選手輸送車両に係る駐車料金の実費相当額
備考	町以外の団体からの補助金、寄附等の費用負担を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。